



長崎市消費者センター

長崎市消費者を守るネット通信(第105号)

配信日 平成27年11月12日

百貨店を名乗る不審電話が発生しています！

〈事例〉

長崎市内にある百貨店を名乗る男性から「5万円のコートを買おうとしている客が、代金はあなたの名義のクレジットカードから引き落とすようにと言っている」と電話があった。しかし、自分はそのクレジットカードを持っておらず、他人のカードで払うという話自体おかしいと思い「そのカードは持っていない」と言って電話を切った。



〈消費者センターからのアドバイス〉

- 百貨店を名乗る不審電話に関する相談が寄せられています。事例の電話はクレジットカードの番号を聞き出すことが目的だと思われます。百貨店などのお店から電話でクレジットカードの情報を尋ねることはありませんので、このような電話がかかってきたらすぐに切るようにしてください。また、不審に感じた場合は一度電話を切り、お店に確認してください。
- また、百貨店を名乗る男性から「あなたのキャッシュカードが偽造されている。銀行協会に電話してください」と電話があり、指示された偽の番号に電話をすると暗証番号を聞き出され、その後自宅を訪問してきた銀行協会を名乗る男性にキャッシュカードをだまし取られ口座から338万円を引き出されたという被害も長崎市内で発生しています。
- キャッシュカードやクレジットカードの番号を聞かれても教えないでください。また、カードを渡すよう指示をされても渡さずに、警察に通報してください。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

長崎市消費者センター（長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234**

〔相談受付時間〕平日(火曜日～金曜日)…午前10時～午後5時

土曜日、日曜日、祝日 …午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)